

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
神戸市	西区神出町池下地区	令和3年9月30日	

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	42.25 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	39.29 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	14.66 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	7.51 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.00 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	3.70 ha
(備考)	

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

現在、池下地区では、地区内の集落営農組織（法人）が主に飼料用米の生産により、農地の保全を担っているが、農業者の高齢化・後継者不足等が進み、オペレーターが不足してきている。  
今後、近隣地区も含めて耕作放棄地の増加が懸念されるため、さらなる農地の集積・集約及び集落をまたいだ作業受委託への取り組み等が必要となっている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

池下地区の農地利用については、認定農業者4経営体（うち集落営農組織・広域法人1経営体、法人1経営体）及び認定新規就農者1経営体を中心経営体に位置づけ、土地利用型農業（水稻及びそば・なたね生産）のほか、施設野菜及び果樹等の高収益作物を経営の中心として、地域の農地の集積・集約を進めていく。  
また、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより、高収益作物の生産面積の拡大を図る。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。  
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む 範囲
認農法	認定農業者(集落営農・法人) A	水稻	11.36 ha	水稻	11.36 ha	
認農法	認定農業者(法人) B	野菜	1.57 ha	野菜	1.77 ha	
認農	認定農業者 C	水稻・果樹	1.41 ha	水稻・野菜	1.41 ha	
認農	認定農業者 D	野菜	0.50 ha	野菜	4.00 ha	
認就	認定新規就農者 E	果樹	0.20 ha	果樹	0.20 ha	
計	5人		15.04 ha		18.74 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

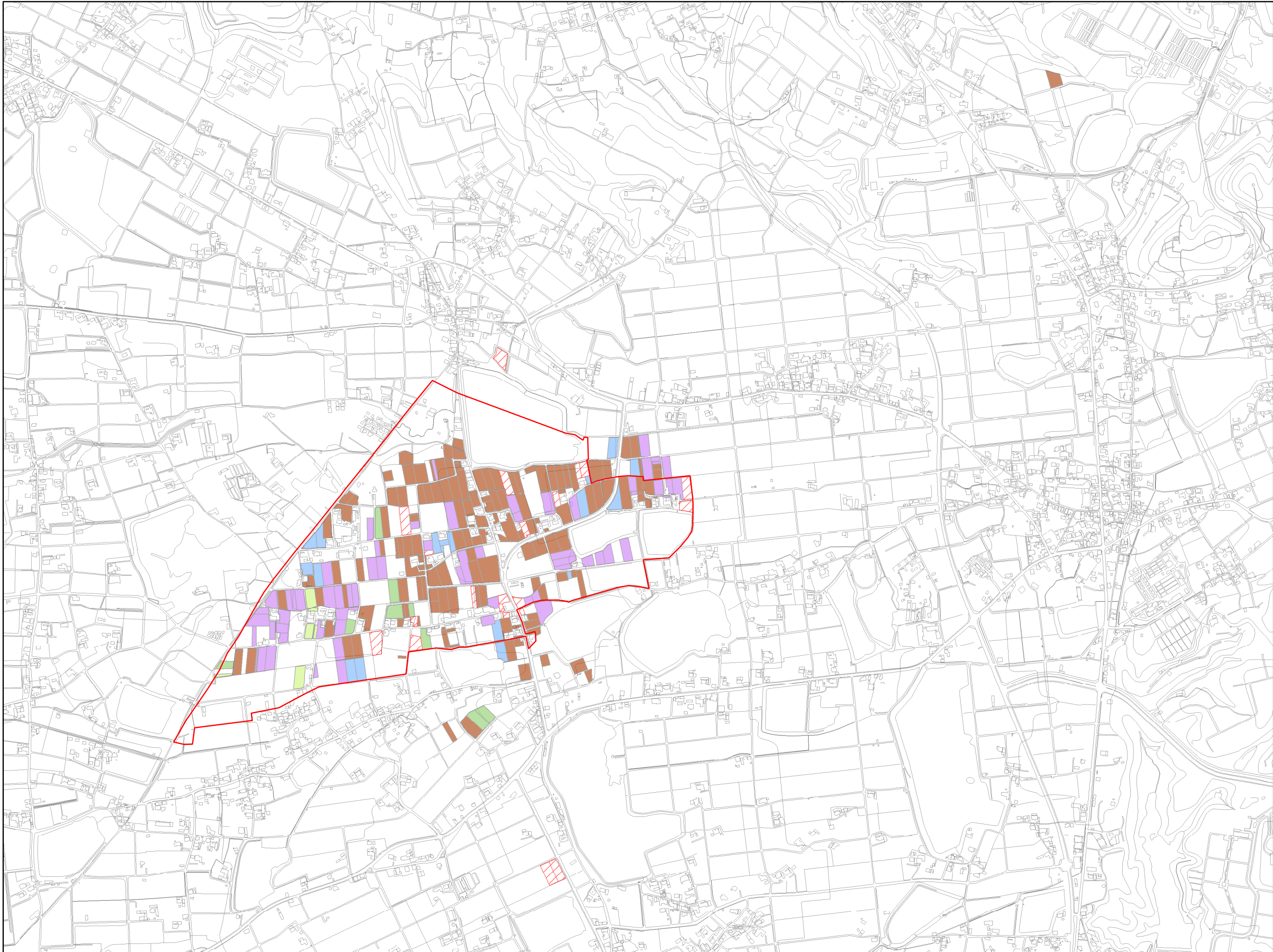
注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>今後、貸付け等の意向が確認された農地は、6筆、8,400㎡となっている。</p>
<p>農地の貸借は、出し手・受け手にかかわらず、原則として農地中間管理機構を活用し、広域法人や認定農業者等の地域の担い手へ集積・集約する。</p>
<p>広域法人は主食用水稻だけでなく、そば及びなたねを生産するなど複合経営に取り組むとともに、広域化による利点を活かし、集落の範囲を超えた農業用機械の共同利用等による低コスト化を図る。</p>
<p>水稻・そば・なたね等の土地利用型作物以外にも、認定農業者や認定新規就農者を中心に、収益性の高い園芸施設による野菜などの生産に取り組むとともに、いちじく等の果樹の生産拡大も図る。</p>
<p>入作を希望する認定農業者や認定新規就農者を積極的に受入れ、集落として支えることにより、地域農業の後継者として育成していく。</p>

# 人・農地プラン【池下】



## 凡例

農業集落界

企業

## 所有者\_年齢別

年齢設定なし

10歳代

20歳代

30歳代

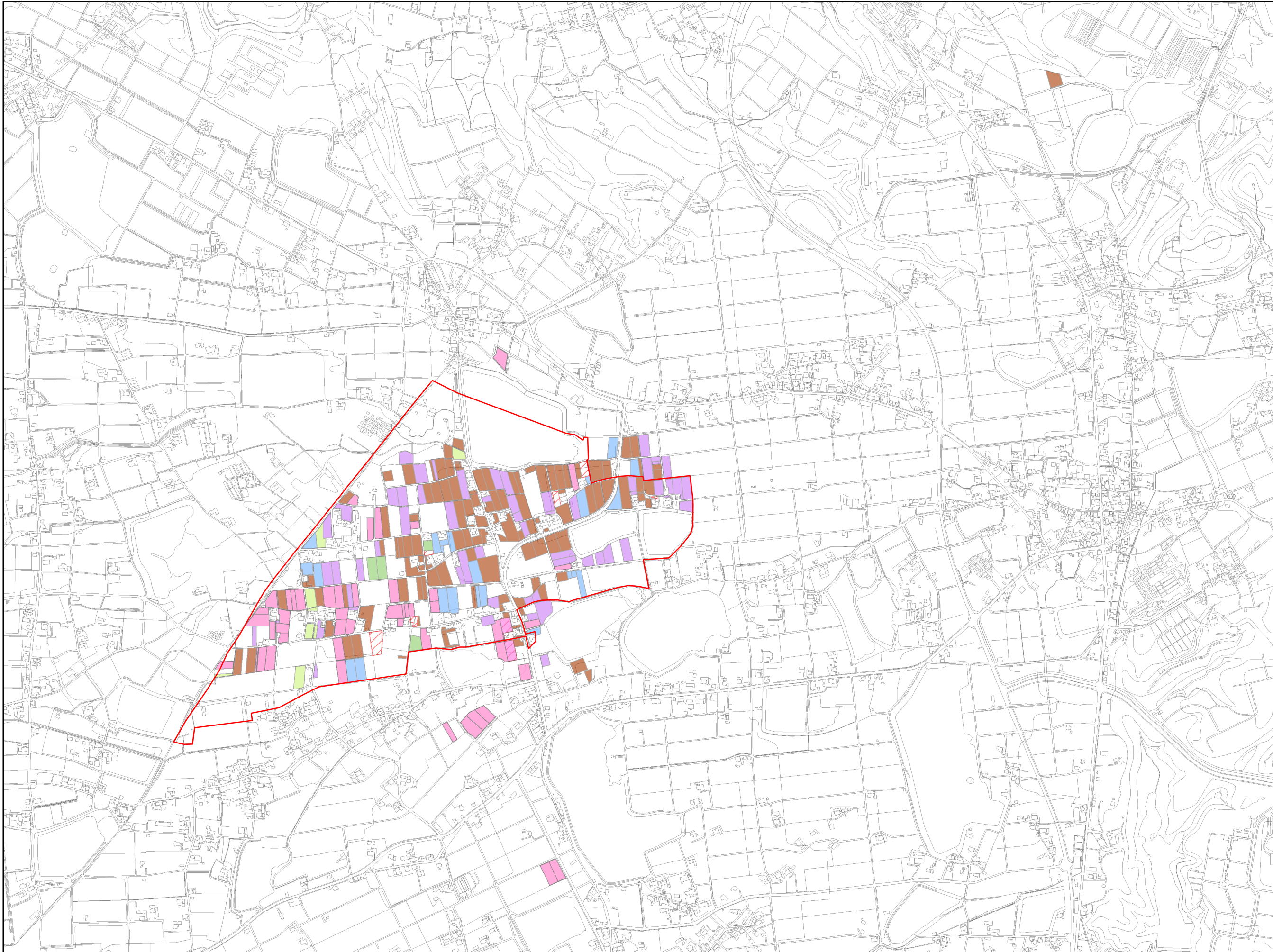
40歳代

50歳代

60歳代

70歳以上

# 人・農地プラン【池下】



## 凡例

農業集落界

企業

## 耕作者\_年齢別

年齢設定なし

10歳代

20歳代

30歳代

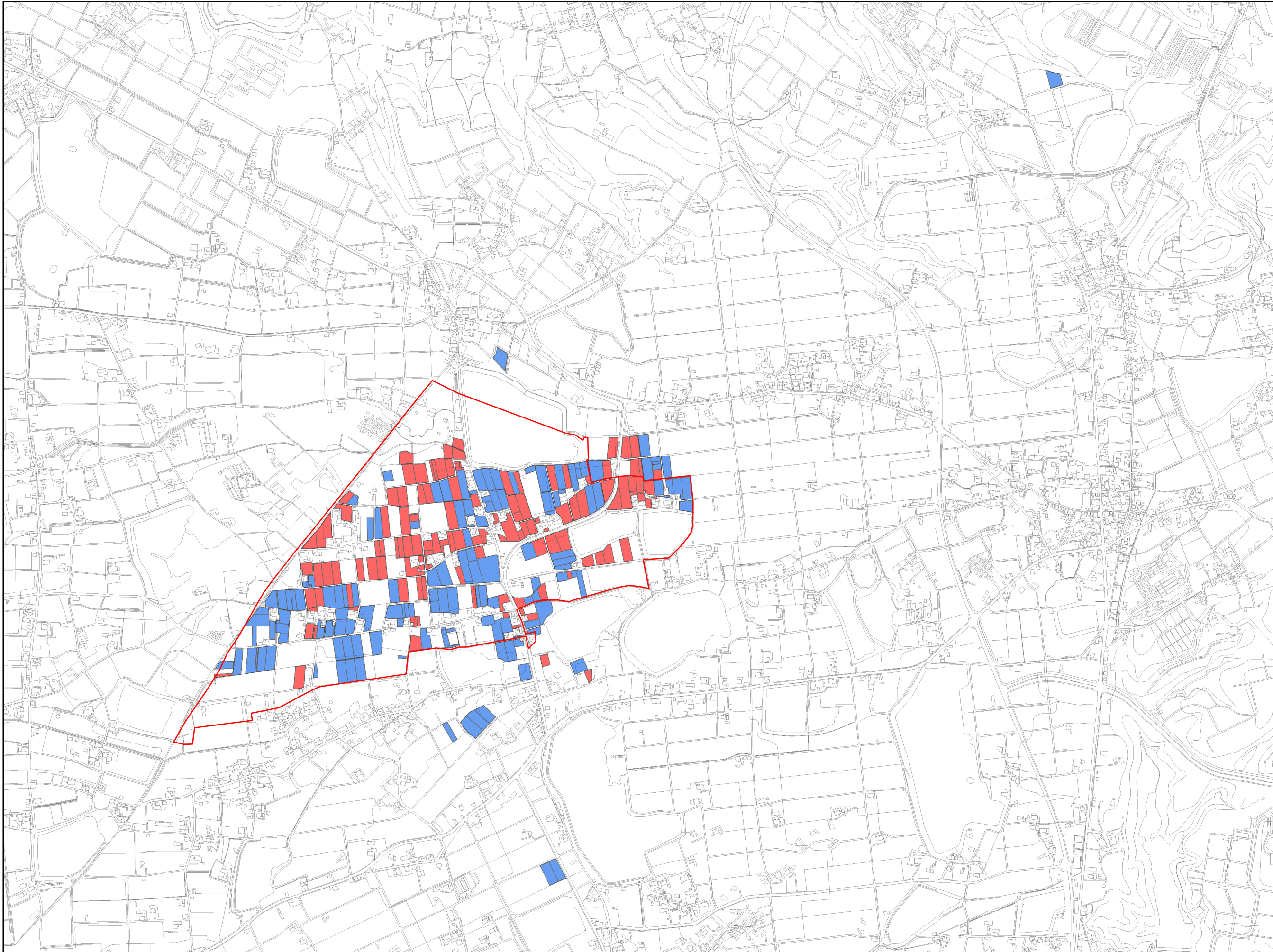
40歳代

50歳代





60歳代

70歳以上

# 人・農地プラン【池下】



## 凡例

-  農業集落界
- 後継者の有無
-  下記以外
-  有
-  無